

薬生発 0430 第 1 号
医政発 0430 第 6 号
保 発 0430 第 12 号
令和 2 年 4 月 30 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{地方厚生（支）局長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

電子処方箋の運用ガイドラインの一部改正について（通知）

電子処方箋の円滑な運用や地域医療連携の取組を進め、できるだけ早く国民がそのメリットを享受できるよう、「電子処方せんの運用ガイドライン」（平成28年3月31日付け医政発0331第31号、薬生発0331第11号、保発0331第27号、政社発0331第2号厚生労働省医政局長、医薬・生活衛生局長、保険局長、政策統括官（社会保障担当）通知別紙1。以下「ガイドライン」という。）を策定し、その周知を図ってきたところです。

今般、電子処方箋の仕組みにおける電子処方箋引換証の運用の見直し等の検討課題について、有識者から構成される「電子処方箋の円滑な運用に関する検討会」を開催し、その検討結果を踏まえてガイドラインの一部を下記のとおり改正しましたので、貴職におかれましては、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関及び関係団体等に周知いただくよう、お願い申し上げます。

なお、電子処方箋の運用につきましては、健康・医療・介護情報利活用検討会において、今後の方針について議論を進めているところです。

記

1 ガイドラインの一部改正について

ガイドラインについて、別添 1 の新旧対照表のとおり一部改正を行い、改正後の全文は別添 2 のとおりとすること。

2 改正の概要

- (1) 患者のフリーアクセスを確保することを前提に、紙媒体の電子処方箋引換証の発行を不要としたこと。
- (2) 「ASP サーバを用いた方式」の記載を見直し、「電子処方箋管理サービス」を用いる表現としたこと。
- (3) 患者が自由に調剤を受ける薬局を選択できるよう、行政を含む関係機関により、あらかじめ患者が利用する地域における電子処方箋に対応した薬局をホームページ等を通して提示しておくことが望ましいことを明記したこと。なお、行政による公表の方法として、薬局機能情報提供制度の活用が考えられるが、その取扱いについては今後示すこととする。
- (4) その他所要の改定を行うこと。